・　各空港において恒常的に航空機の離着陸を行う者（航空運送事業者、航空機使用事業者、法第130条の２の許可を受けた者、航空機を使用する公的機関、自家用機の使用者等）
・　グランドハンドリング事業者
・　その他必要と認める者

なお、特定の議題に関係する事業者や有識者のほか、相互の情報共有や学習のため、他の空港の滑走路安全チームの構成員等を議題等に応じてオブザーバーとして招待することも有益である。

オ　チームへの参加及び協力

各空港の滑走路関係業務提供者は、空港の設置者から滑走路安全チームへの参加の要請があった場合には、可能な限りこれに応じること。また、滑走路安全チームの構成員は、チームの活動に積極的に取り組むとともに、チームにおける議論の結果を尊重し、適切に自身の安全に係るリスクを管理するための仕組み（Safety Management System（SMS））に反映した上で、滑走路誤進入・逸脱の防止措置を講じること。

②　上記以外の空港における体制整備

上記①アに掲げる主要空港以外の空港においては、空港の設置者は、滑走路誤進入・逸脱の防止について、滑走路安全チームの設置その他の方法により、滑走路関係業務提供者で情報や認識を共有する仕組みや意見交換の機会等、滑走路関係業務提供者における連携体制を整備すること。その際、必要に応じ既存の会議体や情報共有手段を活用することも含め、各空港の規模や利用状況等も踏まえつつ必要な方法を検討すること。

また、各空港の滑走路関係業務提供者は、これらの取組に積極的に参加及び協力するとともに、これらの取組も踏まえつつ滑走路誤進入・逸脱の防止措置を講じること。

⑵　滑走路安全チームの活動の横展開

各空港の滑走路安全チームにおける活動や、これを受けて各空港において講じられた滑走路誤進入・逸脱の防止に係る措置について、優良事例等の横展開を図る観点から、航空安全当局は、各空港の滑走路安全チーム同士の情報共有の場を設けるものとする。その際、滑走路安全チームが設置されていない空港からの参加も推奨するものとする。

４．施行日

この指針は、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第114号）の施行の日から施行する。ただし、２．⑵①の規定中位置情報及び識別記号を送信する機能を有する装置の装備に係る規定は、現に存する空港については、令和８年３月30日までの間は、適用しない。

○国土交通省告示第千二十九号

庄内空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　山形県　山形県山形市松波二丁目八番一号
二　空港の名称及び位置　庄内空港　山形県酒田市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第四百三十六号を参照。）
イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
ロ　空港の総面積　百八万四千百三十四平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を山形県庁において縦覧に供する。

別図　庄内空港

